

料 金 表

2025 年 11 月 1 日実施

株式会社アースインフィニティ

I. 適 用

この料金表は、次の地域（離島地域を除く）に適用いたします。

- イ 北海道エリア 北海道
- ロ 東北エリア 青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県
- ハ 関東エリア 栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県（富士川以東）
- ニ 中部エリア 愛知県，岐阜県（一部を除きます。），三重県（一部を除きます。），静岡県（富士川以西）および長野県
- ホ 北陸エリア 富山県，石川県，福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部
- ヘ 関西エリア 滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。）福井県の一部，岐阜県の一部および三重県の一部
- ト 中国エリア 鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，兵庫県の一部，香川県の一部および愛媛県の一部
- チ 四国エリア 徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。）および愛媛県（一部を除きます。）
- リ 九州エリア 福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

II. 契 約 種 別

契約種別は次のとおりといたします。

契 約 種 別		供給エリア
従量電灯	バリューパック S+プラン	北海道，東北，関東，中部，北陸， 関西，中国，四国，九州
	バリューパック SG+プラン	関東，中部，関西
	バリューパック M+プラン	北海道，東北，関東，中部，北陸， 関西，中国，四国，九州
	バリューパック MG+プラン	関東，中部，関西
動 力	バリューパック動力+プラン	北海道，東北，関東，中部，北陸， 関西，中国，四国，九州

III. 料 金

料金は、最低料金または基本料金、電力量料金、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金と別表「2(電源調達調整額の算定)」によって算定された電源調達調整額、または別表「2(燃料費等調整額の算定)」によって算定された燃料費等調整額の合計とします。ただし、請求書等の発行手数料、工事費、その他の付随するサービスの料金や違約金等が発生する場合には合計して料金を請求いたします。

IV. 最低利用期間

- (1) 料金表で定める契約種別には最低利用期間があります。最低利用期間は料金の適用開始日から起算して36ヶ月といたします。ただし、2025年11月1日の申込み分より、最低利用期間、および解約事務手数料を免除するものとする。
- (2) (1)で定める最低利用期間内に、需給契約の消滅があった場合には、当社が定める期日までに以下の額（以下「解約事務手数料」といいます。）を支払っていただきます。解約事務手数料について支払を要する額は、契約事務手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。なお、2024年12月31日までにお申し込みされた需給契約については転居および廃業に伴う需給契約消滅の場合に限り、解約事務手数料を免除といたします。

	税抜額	税込額（10%時）
解約事務手数料	10,000 円	11,000 円

- (3) 当社は当社が定めるところにより、(2)に定める解約事務手数料の適用を除外し、またはその金額を減額して適用することがあります。

V. 付帯サービス

- (1) バリューパック S+プラン、バリューパック SG+プラン、バリューパック M+プラン、バリューパック MG+プラン、バリューパック 動力+プランには「アース快適パック」のサービスが付帯します。
- (2) 本サービスは電力需給開始日から5営業日後程度を目安にご利用いただけます。
- (3) 本サービスは当社との電力需給契約1契約につき1サービスIDを付与するものとし、電力需給契約期間中のみご利用いただけます。
- (4) 本サービスのご利用に関する事項は、別途「アース快適パック利用規約」に定めるものとします。
- (5) 本サービスは、お客さまの承諾なく、その内容を変更する場合があります。

VI. 各契約種別の条件と料金単価

1. バリューパック S+プラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のイおよびロいずれにも該当するものに、お客様の申込みにもとづき適用いたします。

イ

北海道、東北、関東、中部、北陸、九州エリアのお客様	契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
関西、中国、四国エリアのお客様	最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（イ）に該当し、かつ、（ロ）の最大需要容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力または最大需要容量

北海道、東北、関東、中部、北陸、九州エリアのお客様	イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継
---------------------------	--

	ぐものとしします。 ロ 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。 ハ 当社が、お客さまからの契約電流変更のお申込を承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾した直後の検針日より、適用いたします。ただし、小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で、新たな需給契約の申込みと同時に、当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値の変更を希望される場合には、この限りではありません。 ニ イで定めた契約電流を超過する場合、当社が送配電事業者より受け取る、託送供給等約款に従い算定されたお客様の使用電力量の負荷の実情に応じて決定します ホ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客様が契約電流を新たに設定もしくは変更した直後の検針日から1年目の日が属する月の検針日まで、契約電流を変更することはできません。
関西、中国、四国エリアのお客様	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、当社が送配電事業者より受け取る、託送供給等約款に従い算定されたお客様の使用電力量の負荷の実情に応じて決定します。

(4) 料金単価

イ 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 北海道エリア

契約電流 10 アンペアから 30 アンペアまで	1472 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1846 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	2220 円 00 銭

契約電流 60 アンペア	2594 円 00 銭
--------------	-------------

b 東北エリア

契約電流 10 アンペアから 30 アンペアまで	1458 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1828 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	2198 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2567 円 60 銭

c 関東エリア

契約電流 10 アンペアから 30 アンペアまで	1235 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1530 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1826 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2121 円 44 銭

d 中部エリア

契約電流 10 アンペアから 30 アンペアまで	1241 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1538 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1835 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2132 円 00 銭

e 北陸エリア

契約電流 10 アンペアから 30 アンペアまで	1257 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	1560 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1862 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	2165 円 00 銭

f 関西エリア

1 契約につき	783 円 41 銭
---------	------------

g 中国エリア

1 契約につき	1062 円 67 銭
---------	-------------

h 四国エリア

1 契約につき	1017 円 00 銭
---------	-------------

i 九州エリア

契約電流 10 アンペアから 30 アンペアまで	1298 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1614 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1931 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2247 円 44 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

a 北海道エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 44 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 73 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	43 円 63 銭

b 東北エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 46 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38 円 79 銭

c 関東エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 60 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 06 銭

d 中部エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 33 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 80 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 60 銭

e 北陸エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 83 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 72 銭

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34 円 97 銭
----------------------------	-----------

f 関西エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 31 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 71 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 55 銭

g 中国エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 83 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39 円 51 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 96 銭

h 四国エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 28 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 16 銭

i 九州エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 88 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 80 銭

2. バリューパック SG+プラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに、お客様の申込みにもとづき適用いたします。

イ

関東、中部エリアのお客様	契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
関西エリアのお客様	最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（イ）に該当し、かつ、（ロ）の最大需要容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ハ 同一需要場所において、同一名義で、当社が指定するガス主契約料金表により、当社とのガスの需給契約が成立していること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力または最大需要容量

関東、中部エリアのお客様	イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
	ロ 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。
	ハ 当社が、お客さまからの契約電流変更のお申込を承諾

	した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾した直後の検針日より、適用いたします。ただし、小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で、新たな需給契約の申込みと同時に、当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値の変更を希望される場合には、この限りではありません。 ニ イで定めた契約電流を超過する場合、当社が送配電事業者より受け取る、託送供給等約款に従い算定されたお客様の使用電力量の負荷の実情に応じて決定します ホ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客様が契約電流を新たに設定もしくは変更した直後の検針日から1年目の日が属する月の検針日まで、契約電流を変更することはできません。
関西エリアのお客様	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、当社が送配電事業者より受け取る、託送供給等約款に従い算定されたお客様の使用電力量の負荷の実情に応じて決定します。

(4) 料金単価

イ 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 関東エリア

契約電流 10 アンペアから 30 アンペアまで	1235 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1530 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1826 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2121 円 44 銭

b 中部エリア

契約電流 10 アンペアから 30 アンペアまで	1241 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1538 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1835 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2132 円 00 銭

c 関西エリア

1 契約につき	783 円 41 銭
---------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

a 関東エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 60 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38 円 66 銭

b 中部エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 33 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 80 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 31 銭

f 関西エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 31 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 71 銭

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 27 銭
----------------------------	-----------

(5) 当社とのガスの需給契約が消滅した場合の取扱い

- イ (1) (適用条件) ハに定める適用条件を満たさなくなる場合は、お客さまは、すみやかに当社に申し出ていただきます。
- ロ この料金表による電気の需給契約の申込みを当社が承諾した場合で、この料金表による電気の需給開始日より前に、お客さまが当社とのガスの需給契約の申込みを取り消された場合等 (1) (適用条件) ハに定める適用条件を満たしていないことを当社が確認したときは、この料金表による電気の需給開始日に、この料金表による電気の需給契約は消滅するものといえます。
- ハ この料金表による電気の需給開始日以降に (1) (適用条件) ハに定める適用条件を満たしていないことを当社が確認した場合は、当社が確認した日以降最初の検針日に、この料金表による電気の需給契約は消滅するものといえます。また、この料金表による電気の需給開始日以降、お客さまが当社とのガスの需給契約の申込みを取り消された場合等当社がガスの供給をまったく行わなかった場合は、この料金表が適用されている料金について、当社は料金表 1 (バリューパック S+プラン) の料金単価を適用します。
- ニ ロまたはハの場合で、この料金表による電気の需給契約の消滅日までにお客さまから他の契約種別の需給契約の申込み等がないときは、当該消滅日から、この料金表 1 のバリューパック S+プランによる需給契約が、新たに成立するものといえます。

3. バリューパック M+プラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

- イ 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における契約電力を引き継ぐものとします。
- ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
- ハ 当社が、お客さまからの契約容量変更のお申込を承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾した直後の検針日より、適用いたします。ただし、小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で、新たな需給契約の申込みと同時に、当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値の変更を希望される場合には、この限りではありません。
- ニ 契約主開閉器によらない契約容量の決定は、イで定めた契約容量を超過する場合、当社が送配電事業者より受け取る、託送供給等約款に従い算定されたお客様の使用電力量の負荷の実情に応じて決定します。

(4) 料金単価

イ 基本料金

基本料金は、1 か月につき次の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 北海道エリア

契約容量 6 キロボルトアンペア以下	2594 円 00 銭
6 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭

b 東北エリア

契約容量 6 キロボルトアンペア以下	2567 円 60 銭
--------------------	-------------

6 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭
--------------------------------	------------

c 関東エリア

契約容量 6 キロボルトアンペア以下	2121 円 44 銭
6 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭

d 中部エリア

契約容量 6 キロボルトアンペア以下	2132 円 00 銭
6 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭

e 北陸エリア

契約容量 6 キロボルトアンペア以下	2165 円 00 銭
6 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	302 円 50 銭

f 関西エリア

契約容量 6 キロボルトアンペア以下	2851 円 64 銭
6 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	416 円 94 銭

g 中国エリア

契約容量 6 キロボルトアンペア以下	2941 円 40 銭
6 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	431 円 90 銭

h 四国エリア

契約容量 6 キロボルトアンペア以下	2732 円 60 銭
6 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	397 円 10 銭

i 九州エリア

契約容量 6 キロボルトアンペア以下	2247 円 44 銭
6 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

a 北海道エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 44 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 73 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	43 円 18 銭

b 東北エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 46 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38 円 39 銭

c 関東エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 60 銭

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38 円 66 銭
----------------------------	-----------

d 中部エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 33 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 80 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 31 銭

e 北陸エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 83 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 72 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34 円 61 銭

f 関西エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 91 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 12 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 16 銭

g 中国エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 14 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 23 銭

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36 円 20 銭
----------------------------	-----------

h 四国エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 26 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 79 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 92 銭

i 九州エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 88 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 54 銭

4. バリューパック MG+プラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- ハ 同一需要場所において、同一名義で、当社が指定するガス主契約料金表により、当社と

のガスの需給契約が成立していること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

- イ 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における契約電力を引き継ぐものとします。
- ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
- ハ 当社が、お客さまからの契約容量変更のお申込を承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾した直後の検針日より、適用いたします。ただし、小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で、新たな需給契約の申込みと同時に、当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値の変更を希望される場合には、この限りではありません。
- ニ 契約主開閉器によらない契約容量の決定は、イで定めた契約容量を超過する場合、当社が送配電事業者より受け取る、託送供給等約款に従い算定されたお客様の使用電力量の負荷の実情に応じて決定します。

(4) 料金単価

イ 基本料金

基本料金は、1 か月につき次の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 関東エリア

契約容量 6 キロボルトアンペア以下	2121 円 44 銭
6 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭

b 中部エリア

契約容量 6 キロボルトアンペア以下	2132 円 00 銭
6 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭

c 関西エリア

契約容量 6 キロボルトアンペア以下	2851 円 64 銭
6 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	416 円 94 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

a 関東エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 60 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38 円 66 銭

b 中部エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 33 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 80 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 31 銭

c 関西エリア

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 91 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 12 銭

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 45 銭
----------------------------	-----------

(5) 当社とのガスの需給契約が消滅した場合の取扱い

- イ (1) (適用条件) ハに定める適用条件を満たさなくなる場合は、お客さまは、すみやかに当社に申し出ていただきます。
- ロ この料金表による電気の需給契約の申込みを当社が承諾した場合で、この料金表による電気の需給開始日より前に、お客さまが当社とのガスの需給契約の申込みを取り消された場合等 (1) (適用条件) ハに定める適用条件を満たしていないことを当社が確認したときは、この料金表による電気の需給開始日に、この料金表による電気の需給契約は消滅するものといえます。
- ハ この料金表による電気の需給開始日以降に (1) (適用条件) ハに定める適用条件を満たしていないことを当社が確認した場合は、当社が確認した日以降最初の検針日に、この料金表による電気の需給契約は消滅するものといえます。また、この料金表による電気の需給開始日以降、お客さまが当社とのガスの需給契約の申込みを取り消された場合等当社がガスの供給をまったく行わなかった場合は、この料金表が適用されている料金について、当社は料金表 3 (バリューパック M+プラン) の料金単価を適用します。
- ニ ロまたはハの場合で、この料金表による電気の需給契約の消滅日までにお客さまから他の契約種別の需給契約の申込み等がないときは、当該消滅日から、この料金表 3 のバリューパック M+プランによる需給契約が、新たに成立するものといえます。

5 バリューパック動力+プラン

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、契

約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

- イ 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における契約電力を引き継ぐものとします。
- ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
- ハ 当社が、お客さまからの契約電力変更のお申込を承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾した直後の検針日より、適用いたします。ただし、小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で、新たな需給契約の申込みと同時に、当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電力の値の変更を希望される場合には、この限りではありません。
- ニ 契約主開閉器によらない契約電力の決定は、イで定めた契約電力を超過する場合、当社が送配電事業者より受け取る、託送供給等約款に従い算定されたお客様の使用電力量の負荷の実情に応じて決定します。

(4) 料金単価

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 北海道エリア

契約電力 3 キロワット以下	4177 円 85 銭
3 キロワットをこえる 1 キロワットにつき	1275 円 95 銭

b 東北エリア

契約電力 3 キロワット以下	4057 円 55 銭
3 キロワットをこえる 1 キロワットにつき	1235 円 85 銭

c 関東エリア

契約電力 3 キロワット以下	3594 円 62 銭
3 キロワットをこえる 1 キロワットにつき	1081 円 54 銭

d 中部エリア

契約電力 3 キロワット以下	3709 円 40 銭
3 キロワットをこえる 1 キロワットにつき	1119 円 80 銭

e 北陸エリア

契約電力 3 キロワット以下	3845 円 54 銭
3 キロワットをこえる 1 キロワットにつき	1165 円 18 銭

f 関西エリア

契約電力 3 キロワット以下	3487 円 40 銭
3 キロワットをこえる 1 キロワットにつき	1045 円 80 銭

g 中国エリア

契約電力 3 キロワット以下	3621 円 38 銭
3 キロワットをこえる 1 キロワットにつき	1090 円 46 銭

h 四国エリア

契約電力 3 キロワット以下	3723 円 56 銭
----------------	-------------

3 キロワットをこえる 1 キロワットにつき	1124 円 52 銭
------------------------	-------------

i 九州エリア

契約電力 3 キロワット以下	3266 円 21 銭
3 キロワットをこえる 1 キロワットにつき	972 円 07 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の検針期間にご使用された電力量によって算定することとし、夏季（7 月から 9 月）に使用された電力量には夏季料金を、その他季（10 月から 6 月）に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 北海道エリア

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	28 円 93 銭	28 円 93 銭

b 東北エリア

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	27 円 22 銭	25 円 77 銭

c 関東エリア

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	27 円 49 銭	25 円 92 銭

d 中部エリア

	夏 季 料 金	その他季料金
--	---------	--------

1段階料金 契約電力の120倍 までの1キロワット時につき	17円09銭	15円54銭
2段階料金 契約容量の120倍 を超える1キロワット時につき	23円89銭	21円72銭

e 北陸エリア

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	26円09銭	25円03銭

f 関西エリア

	夏 季 料 金	その他季料金
1段階料金 契約電力の120倍ま での1キロワット時につき	14円43銭	12円95銭
2段階料金 契約容量の120倍を 超える1キロワット時につき	18円75銭	16円83銭

g 中国エリア

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	26円98銭	25円69銭

h 四国エリア

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	25円98銭	24円54銭

f 九州エリア

	夏 季 料 金	その他季料金
1段階料金 契約電力の120倍ま での1キロワット時につき	17円27銭	15円58銭

2段階料金 契約容量の120倍を 超える1キロワット時につき	22円32銭	20円12銭
-----------------------------------	--------	--------

(5) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表7（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(3)（ロ）により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表8（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

附 則

実施期日

この料金表は、2025年11月1日から適用し実施いたします。